

災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

久喜市と株式会社ショーモンは、災害などで発生する災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、久喜市内における地震、風水害その他の大規模な災害及び一般廃棄物の処理困難な事態（以下「災害等」という。）が発生した場合に、当該災害等により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集・運搬、処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬、処分等に関し、久喜市が株式会社ショーモンに協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 久喜市は、災害等の発生した場合、株式会社ショーモンに対し次に掲げる応援協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 仮置場の管理
- (5) 仮置場での災害廃棄物の分別・中間処理
- (6) 久喜市が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (7) 前各号に伴う必要な事業

2 久喜市は、株式会社ショーモンに対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

(災害廃棄物処理等の実施)

第3条 株式会社ショーモンは、久喜市から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、久喜市が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

2 株式会社ショーモンは、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第4条 久喜市は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、株式会社ショーモンに被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(実施の報告)

第5条 株式会社ショーモンは、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を文書で久喜市に報告するものとする。

(1) 実施内容

(2) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により株式会社ショーモンが実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担は、原則として久喜市が負担するものとし、その額は、災害等の発生直前における適正な価格を基準として、久喜市及び株式会社ショーモンの協議により決定するものとする。

(災害補償)

第7条 第3条により実施した災害廃棄物処理等において、株式会社ショーモンに係る従事者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償は、久喜市及び株式会社ショーモンの協議により決定するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、久喜市においては環境経済部資源循環推進課、株式会社ショーモンにおいては総務部とする。

(協定書の有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有することとし、久喜市又は株式会社ショーモンが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、久喜市及び株式会社ショーモンの協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、久喜市及び株式会社ショーモンが記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年7月14日

埼玉県久喜市下早見 85 番地の 3
久喜市
久喜市長

埼玉県さいたま市見沼区片柳 1045-1
株式会社ショーモン
代表取締役